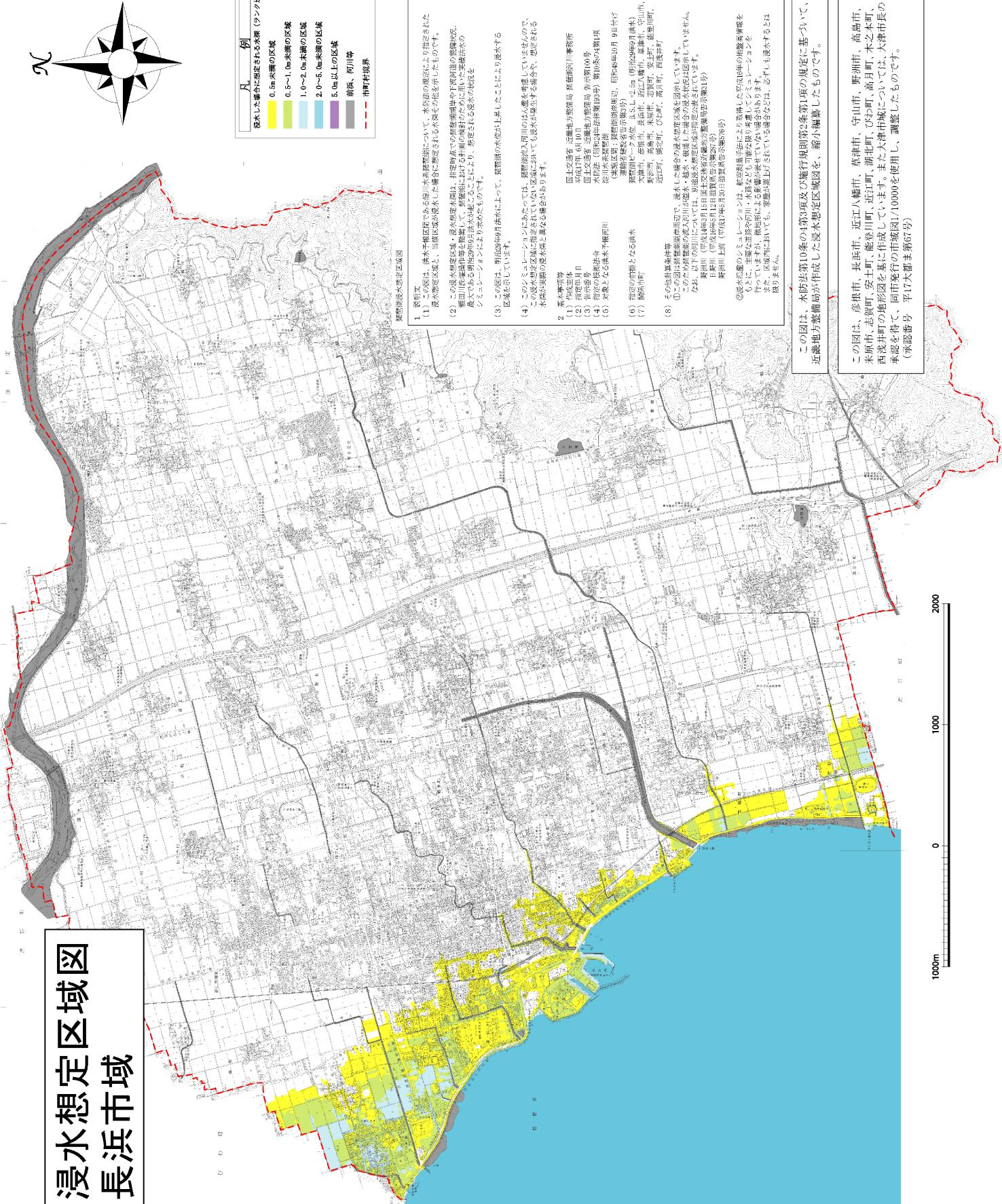


琵琶湖浸水想定区域図 長浜市域



1. 説明文

- (1) この図は、**淡水木製船艤物**あるいは**淡水木製船艤物**について、**水防法**の規定により指定された
「**濃い濃度水**」と、「**淡い濃度水**」が示された場所に、**水防法**に基づく水害を示したものです。
- (2) この「濃い濃度水」と「淡い濃度水」は、**指定貯留点**での貯留時間や上り下り航路の濃度範囲、
航路における船舶の航行時間によって、**船舶の水害**が上昇したり低下する傾向があることを
示す。ヨーロッパで2010年より適用がなされたもの。
- (3) この図は、別途付録の「**海水**」によって、**船舶の水害**が上昇したり低下する
ことによる影響を示すものです。
- (4) この「シミレーション」においては、**異常潮汐**による「**波浪**」が発生する場合や、**悪化する**状況を
示す。この「**海水**」が区域に定められない区域においても、波浪が発生する場合や、悪化される場合を
示す。この「**海水**」は、**海水**を運ぶ船があることです。

2. 水害予防等

- (1) 作成主体
 国交省 海事局 淡水木製船艤物監査課
 電話番号 03-5551-1610
 連絡先日付 令和6年1月
 示告番号 000001
 法規名 法規令
 (2) 対象となる淡水木製船艤物
 (3) 用途
 (4) 本邦港湾に係る船舶の登録場所
 (5) 登録年月
 (6) 管理の実績となる供給業者
 (7) 關税取扱
 (8) 入港場所
 (9) 他の国際条件等
 (10) その他の必要な資料
- (1) 他の国際条件等
 この「**海水**」が輸入されるが結果、海水と一緒に他の品目が輸入されてしまう事です。
 以下の通りに、この「**海水**」が輸入されるが結果、海水と一緒に他の品目が輸入されてしまう事です。
 期間 (令和6年1月15日～令和6年1月25日)
 場所 (東京港)
- (2) 他の国際条件等
 他の国際条件等
 期間 (令和6年1月15日～令和6年1月25日)
- (3) 他の国際条件等
 他の国際条件等
 期間 (令和6年1月15日～令和6年1月25日)

3. 水害警報

- (1) 本邦港湾に係る船舶の登録場所
 (2) 本邦港湾に係る船舶の登録場所

この図は、小町伝承の「4年3月の東北地方整備局による堤防工事」に基づいて、近畿地方整備局が作成した浸水想定区域図を、縮小編纂したものです。

この図は、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市、米原市、甲賀市、安土町、能登川町、近津町、湖東町、びわ町、高月町、木之本町、大津市、守山市、甲賀市、能登川町の地域図を基に作成しています。また大津市域については、大津市街地図を併せて、同市街行の市域図10000を適用し、調整したものです。
(承認番号 平17大都2号 第67号)